

## 民生関係 < つづき >

37	集団資源回収補助金	白田町・浅科村が実施しています。資源ごみ回収は、既に分別収集により徹底されており、住民のリサイクルに対する意識も浸透しているため、合併時、廃止します。
38	一斉清掃交付金	浅科村が実施しています。合併時、連合衛生委員会補助金に統合するため廃止します。
39	身近な生きもの生息分布調査	佐久市が実施しています。合併時、調査区域を新市の区域に拡大し実施します。
40	動物愛護フェスティバル	佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。
41	狂犬病予防事業手数料	4市町村とも実施しています。合併時、現行どおりとします。
42	公害防止条例に基づく指定事業届出	4市町村とも実施していますが、指定事業の有無及び届出受理後の対応に違いがあります。合併時、佐久市の例により、公害の発生の恐れのある事業を行う場合及び公害の発生の恐れのある施設を設置する場合には、その30日前までに届けることを義務化します。また、指定業種については、佐久市公害防止条例に定める指定業種を基本に、3町村の現状を踏まえ、指定業種の統合を図ります。
43	一般廃棄物処理計画	4市町村とも策定していますが、内容に違いがあります。新市において、現行の廃棄物処理計画を基本に、速やかに策定します。
44	一般廃棄物処理業許可	佐久市・白田町は、一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者の許可を行なっていますが、浅科村・望月町は、一般廃棄物収集運搬業者のみの許可を行なっています。合併時、佐久市・白田町の例により実施します。
45	一般廃棄物処理業許可申請手数料	佐久市・白田町・望月町が手数料を徴収していますが、料金に違いがあります。合併時、一申請5,000円に統一して実施します。
46	福祉会館使用料	佐久市が手数料を徴収しています。合併時、現行どおりとします。
47	簡易給水施設	白田町が、給水事業を実施しています。合併時、現行どおりとします。
48	佐久水道水源補償交付金	浅科村が実施しています。飲料水については、佐久水道による普及が図られており、井戸水の水源補償という目的で、地区に交付金を交付する必要性が薄れてきたため、合併時、廃止します。
49	佐久圏域水道水質検査協議会	4市町村とも加入しています。合併時、新市において加入します。
50	霊園管理	白田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
51	交通安全計画	4市町村とも策定しています。現行の4市町村の交通安全計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定します。
52	交通安全対策協議会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。
53	交通指導員	佐久市・浅科村で設置していますが、指導員数、構成に違いがあります。合併時、新市において組織を統一して設置します。
54	東信地区交通災害共済組合	白田町・浅科村・望月町が加入しています。新市において、長野県民交通災害共済に加入するため、合併時、脱退します。
55	交通災害共済児童加入負担金	佐久市・白田町・浅科村が実施していますが、負担金額(補助金額)に違いがあります。合併時、市内在住の3歳以上15歳未満の者の長野県民交通災害共済加入金額の全額を新市が負担します。
56	新入園児・新入学児童への交通安全用具配布	佐久市・白田町・浅科村で実施していますが、配布対象者、配布時期、配布する安全用具に違いがあります。合併時、配布対象者を小学校への新入学児童とし、配布物はヘルメットに統一します。
57	人権対策推進本部	4市町村とも設置していますが、組織と実施体制に違いがあります。合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置します。本部体制・事業内容は、浅科村の例を基本に統一します。
58	人権同和教育推進協議会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置します。
59	人権同和教育推進員	佐久市・望月町が設置しています。合併時、新市において設置します。推進員の数は、旧々町村(「昭和の大合併」以前の町村)あたり1名を基本に、26名以内で調整します。
60	部落差別撤廃人権擁護審議会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置します。
61	隣保館運営審議会	佐久市・浅科村が設置しています。合併時、新市において現行の組織を基本に新たに設置します。
62	隣保館運営委員会	浅科村・望月町が設置しています。合併時、新市において各隣保館単位に設置します。